2　業務の範囲（第一三条及び附則第一一条関係）

㈠　機構の業務の範囲に、一の1の㈠の業務を行うことを追加することとした。

㈡　機構の業務の範囲から、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究及び高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務、運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及する業務、旧造船業基盤整備事業協会法第二九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務等を削除することとした。

3　業務の委託

機構は、2の㈠の業務の一部を金融機関に委託することができることとした。（第一五条関係）

4　罰則

1の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（第二九条関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（法律第二九号）

（経済産業省）

一　株式会社商工組合中央金庫法の一部改正関係

1　この法律の廃止その他の必要な措置

政府は、その保有する株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の株式について、商工中金の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとすることとした。（附則第二条関係）

2　危機対応業務の実施の責務

商工中金は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、危機対応業務を行う責務を有するものとすることとした。（附則第二条の二関係）

3　株式の政府保有

政府は、当分の間、指定金融機関に係る制度の運用の状況、危機対応準備金に係る商工中金に対する出資の状況、商工中金による危機対応業務の実施の状況、商工中金の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工中金が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならないものとすることとした。（附則第二条の三関係）

4　危機対応業務に関する事業計画の認可

㈠　商工中金は、当分の間、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、危機対応業務に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないものとするとともに、所要の規定の整備を行うものとすることとした。（附則第二条の四第一項関係）

㈡　事業計画には、主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項を記載しなければならないものとすることとした。（附則第二条の四第二項関係）

5　適正な競争関係の確保

商工中金は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとすることとした。（附則第二条の五関係）

6　危機対応準備金

商工中金は、指定金融機関として危機対応業務の円滑な実施のために必要な商工中金の財政基盤の確保に資するものとして、危機対応準備金を設け、政府が危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときに予算で定める金額の範囲内において出資した金額をもってこれに充てるものとし、その全額を危機対応準備金として計上するものとすることとした。（附則第二条の六関係）

7　その他

危機対応準備金の額が計上されているときの欠損の塡補を行う場合の額の減少、国庫納付金、報告等に係る規定を設けるとともに、業務報告書等について規定することとした。（附則第二条の七～第二条の一二関係）

二　中小企業信用保険法の一部改正関係

1　用語の定義

この法律における「中小企業者」及び「小規模事業者」に関し、中小規模の特定非営利活動法人を追加するものとすることとした。（第二条第一項第六号、第二条第三項第七号関係）

2　特別小口保険にかかる部分保証の追加

中小企業信用保険の特別小口保険の対象となる信用保証協会の保証割合について、部分保証を導入するための措置を講ずるものとすることとした。（第三条関係）

3　その他

㈠　危機対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は適用しないものとすることとした。（附則第六項関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

三　附則関係

1　危機対応業務に関する検討

㈠　政府は、この法律の施行後適当な時期において、危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第四条第一項関係）

㈡　政府は、㈠の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならないものとすることとした。（附則第四条第二項関係）

㈢　政府は、㈠の検討の結果、政府による商工中金の株式の保有に関する義務に係る措置その他の商工中金による危機対応業務の的確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとすることとした。（附則第四条第三項関係）

2　経過措置

この法律の施行に伴う経過措置について必要な規定を設けるものとすることとした。（附則第二条、第三条及び第五条関係）

3　その他

その他所要の改正を行うものとすることとした。

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四〇号）（金融庁）

保険業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四五号）の施行期日は、平成二八年五月二九日とすることとした。

◇保険業法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（政令第二四一号）（金融庁）

1　特定保険募集人等から業務の委託を受けた者等に対し、当該特定保険募集人等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずる権限等を財務局長等に委任する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第四九条関係）

2　この政令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四五号）の施行の日（平成二八年五月二九日）から施行することとした。

◇株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（経済産業省）

1　株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第四五条第一項の規定による納付金は、主務大臣が定めるところにより、一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させることとした。（第一四条関係）

2　法附則第二条の六第一項の危機対応準備金が計上されている場合における納付の手続に関する所要の規定を置くこととした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。